

2024年4月5日

定型約款改定のお知らせ

当行は、2024年4月15日を効力発生日として、民法第548条の4（定型約款の変更）の規定に従い、当行が発行する〈ひろぎん〉バリューワンカードに係る「〈ひろぎん〉バリューワンDC特約」、「〈ひろぎん〉バリューワンJCB特約」、「変更契約書」（以下「特約等」といいます。）を、一部改定の方法により変更いたします。詳細は以下リンクよりご確認ください。

引き続き、お持ちの〈ひろぎん〉バリューワンカードをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

<詳細について>

- 変更後の特約等はこちら

「〈ひろぎん〉バリューワンDC特約」

<https://www.hirogin.co.jp/information/info240405/info240405-1.pdf>

「〈ひろぎん〉バリューワンJCB特約」

<https://www.hirogin.co.jp/information/info240405/info240405-2.pdf>

「変更契約書」

<https://www.hirogin.co.jp/information/info240405/info240405-3.pdf>

- 変更前と変更後の特約等の新旧対比表はこちら

<https://www.hirogin.co.jp/information/info240405/info240405-4.pdf>

以上

<本件に関するお問い合わせ>

〈ひろぎん〉クレジットカードセンター

0120-863-801

〔平日/9:00~17:00（土・日・祝日、および大晦日・正月3が日は除く）〕